

社会保障審議会介護給付費分科会(第239回)

令和6年1月22日

参考資料1

令和6年度介護報酬改定における改定事項について

厚生労働省 老健局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

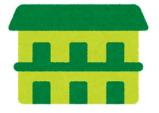
1. (1)② 居宅介護支援事業者が市町村から指定を受けて介護予防支援を行う場合の取扱い②

<現行>



指定

指定介護予防支援事業者 (地域包括支援センター)



委託も可

指定居宅介護支援事業者



【報酬】

- ●介護予防支援費
- ●初回加算
- ●委託連携加算

【人員基準】

- ●必要な数の担当職員
 - ・保健師
 - · 介護支援専門員
 - · 社会福祉士 等
- ●管理者

<改定後>



情報提供

(指定居宅介護支援事業者)

【新設】

指定介護予防支援事業者 (地域包括支援センター)



【報酬】

指定

- ●介護予防支援費(Ⅰ)
- ●初回加算
- ●委託連携加算

【人員基準】

- ●必要な数の担当職員
 - 保健師
 - · 介護支援専門員
 - · 社会福祉士 等
- ●管理者

委託も可

指定居宅介護支援事業者



【報酬】

- ●介護予防支援費(Ⅱ)
- ●初回加算
- ●特別地域介護予防支援加算
- ●中山間地域等における小規模 事業所加算
- ●中山間地域等に居住する者への サービス提供加算

【人員基準】

- ●必要な数の介護支援専門員
- ●管理者は主任介護支援専門員 (居宅介護支援と兼務可)